

新北海道総合開発計画

昭和 53 年 2 月

北海道開発庁

北海道総合開発計画について

昭和53年2月28日

閣 議 決 定

政府は、別冊「新北海道総合開発計画」をもって、北海道開発法（昭和25年法律第126号）第2条第1項に規定する北海道総合開発計画とする。

目 次

第 1	北海道総合開発の長期的課題	1
第 2	計画策定の必要性	3
第 3	計画の性格	4
第 4	計画の目標	4
第 5	計画の基本方向	4
1	国土資源開発の課題	4
(1)	平地の開発利用	
(2)	山地の開発利用	
(3)	沿岸域の開発利用	
(4)	水資源の開発利用	
(5)	自然環境の保全等	
2	開発施策の基本方針	9
(1)	基幹的産業の発展基盤の整備 <農林水産業> <鉱工業及びエネルギー>	
(2)	中枢管理拠点の形成	
(3)	都市及び農山漁村環境の整備	
(4)	基幹的交通通信体系の整備	
(5)	水資源開発施設等の整備	
(6)	国土保全等安全基盤の確保	
(7)	北方的社会文化環境の形成	
第 6	地域総合環境圏の展開	16
第 7	目標年次における経済社会の水準	18
(1)	人口及び労働力人口	
(2)	経済規模及び産業活動	
第 8	計画の部門別推進方針	20
1	農林水産業	20
(1)	農 業	
(2)	林 業	
(3)	水 産 業	
2	鉱工業及びエネルギー	25

(1) 鉱業	
(2) 工業	
(3) エネルギー	
3 観光レクリエーション	29
4 住宅及び生活環境施設	31
(1) 住宅	
(2) 公園・緑地	
(3) 下水道	
(4) 水道施設	
(5) 廃棄物処理施設	
5 社会生活施設	33
(1) 教育文化等施設	
(2) 保健医療施設	
(3) 労働関係施設	
(4) 社会福祉施設	
6 交通通信施設	36
(1) 道路	
(2) 鉄道	
(3) 港湾	
(4) 空港	
(5) 流通施設	
(6) 通信施設	
7 国土保全と水資源開発	40
(1) 治山	
(2) 治水と水資源開発	
(3) 海岸保全	
(4) 気象	
8 環境保全及び安全の確保	43
(1) 自然環境の保全	
(2) 公害の防止	
(3) 交通安全施設	
(4) 消防防災施設	
第9 所要資金	45
むすび	45

第 1 北海道総合開発の長期的課題

今日、我が国経済社会は四半世紀に及ぶ高度成長期を経て、内外環境の急速な基調の変化により、新たな発展経路への移行、定着を進めているところであるが、このなかにあつて、国土の総合開発においても、長期にわたって解決すべき様々な問題に直面している。

第 1 には、我が国の経済発展を主導してきた三大湾及び瀬戸内の各地方においては、国土の利用が著しく進んだため、過密の弊害が顕在化し、住民生活の不安定性や生産活動の不効率性を招来し、もはや諸活動の拡大に限界がみられるに至っている。一方、その他の地方においては、特に、その中核的地域から遠隔の地域では、若年層を中心に人口流出が長期にわたり続いたため、人口構造の均衡が失われ、地域社会成立の基盤が揺らぎつつあり、国土管理のせい弱化などが進みつつある。このように、国土利用をめぐる深刻化する問題を克服し、我が国の長期的発展を可能にする安定的で均衡のある国土利用を積極的に展開することが要請されている。

第 2 には、我が国人口は、明治以降一世紀余にわたる人口急増期を通じて、今日、3 倍強の人口規模に達し、21 世紀初頭までに 2, 000 万人を超える人口が急増し、その後 1 億 4, 000 万人程度で静止期に入るものと見込まれている。現在、我が国はおよそ 37 万平方キロメートルの限られた国土に 1 億 1, 300 万人を超える人口が居住し、著しい高密度社会を展開しているが、現状の偏在的な国土利用が続けば、経済社会が当面している諸問題は一層深刻になるものと考えられる。しかも、今後は人口の老齢化が急速に進み、生産年齢人口においても著しく中高年齢化するなど、社会全体のモビリティの低下あるいは摩擦の増大が進むものと考えられる。このような観点から、人間と国土の安定的な関係を確保し得る望ましい人口配置を早急に実現することが求められており、そのための国土条件を整備していくことが必要となっている。

第 3 には、このように増加する人口の完全雇用を確保し、生活基盤の充実と生活水準の向上を可能とするために必要な経済発展力を維持培養していくことが必要であり、そ

のための基盤の先行的、計画的整備が要請されている。また、長期的には、産業構造の省資源、省エネルギー型への転換が必要であり、このような転換を円滑に進めるためにも、国際的に高水準にある基幹的工業生産等の安定的発展と新たな展開の場を確保していく必要があり、工業立地のポテンシャルを持続的に培養していかなければならない。

また、世界経済の多極化が進むなかで、資源有限性の認識が高まっており、エネルギー問題、食糧問題への対応が迫られ、原子力、石炭等エネルギー源の多様化、食糧自給率の向上などの観点からも、国土利用のあり方を再検討していく必要がある。

このような国土の開発に対する緊要かつ多様な要請に対して、北海道の国土は極めて可能性に富む地域である。

北海道の国土は全国土の約5分の1を占め、また、明治以降一世紀余にわたる開発の過程において、先人の膨大なエネルギーが投入され、いまや人口も540万人の規模に達し、その潜在発展力を著しく高めてきている。しかし、開発の歴史が本州等に比べて浅く、特有の積雪寒冷な気象条件もあって、現実の利用度は相対的に低く、1人当たりの平地面積は、全国平均の約6倍、東京圏の約17倍と人間活動にとってなお大きなゆとりを持つ地域である。また、比較的低利用な海岸線を有し、臨海性の産業の立地に適しており、更に農業開発可能地が多く賦存するなど、人口、産業の適正な配置を実現する上で最も期待の大きい地域である。

北海道は、過去一世紀の蓄積の上に立って、その開発と利用を進めるための基礎条件を整えつつあるが、今日、その豊かで雄大な自然環境を保全培養しつつ、その潜在発展力を効果的に発現させ、今後の我が国の国土利用をめぐる諸問題の克服に積極的な役割を果たすことが期待されている。

北海道総合開発の長期的課題は、このような背景を踏まえ、その開発可能性を長期にわたって培養しつつ、これを適正に顕在化し、全国土にわたる人間と国土の安定的な関係の形成に積極的に資することにある。

第2 計画策定の必要性

北海道総合開発については、昭和46年度以降、第三期北海道総合開発計画（昭和46年度～55年度）に基づき推進してきたところであるが、計画策定後の諸情勢の変化は著しく、特に、国土資源、エネルギー資源等の資源制約の顕在化や生活の安全性、安定性を求める国民意識の高まりなどが急速に進み、我が国経済社会は新たな発展段階に移行しつつある。また、これとともに、社会資本に対する限られた資源配分の新しい展望に立った秩序だてが要請されている。

一方、北海道総合開発においても、石油危機後に採られた総需要抑制策によって、その進ちょくに大きな影響を受けることとなった。

更に、産業活動においても、稲作の生産調整策への対応、森林の公益的機能重視の観点からする伐採量の減少、漁業資源をめぐる新たな国際秩序の形成、石炭生産の予想を上回る減退などにより、諸産業の伸び悩みがみられ、工業生産についても、経済基調の変化に伴い、計画の想定を下回る推移を示し、特に、計画において、発展を主導する産業として位置づけられた基幹資源型工業等の立地に遅れが生じ、これらの情勢に適切に対処することが必要となっている。

また、昭和50年代前期経済計画、国土利用計画（全国計画）、第三次全国総合開発計画等に示されている新たな中長期の経済政策、国土政策等との調整の必要性も生じている。

このような情勢にかんがみ、この際、北海道開発の長期的課題を踏まえながら、今後の北海道総合開発の展開の方向と施策のあり方を示すため、第三期計画に代わる新たな北海道総合開発計画を策定する必要がある。

第3 計画の性格

この計画は、北海道開発法に基づく総合開発計画であって、今後の北海道総合開発の向かうべき方向と施策の方針を示すものである。この施策の方針については、社会資本の整備事業を中心とし、このほか、計画の効果的展開に必要となる施策をあわせて示すものとする。

この計画は、政府公共部門については、その事業実施の基本となるべきものであり、財政投融资などによる民間活動の誘導助成は、この計画に沿って行われるものである。民間部門については、その自発的諸活動の誘導的指針となることを期待するものである。

この計画の期間は、昭和53年度から昭和62年度までの10か年とする。

第4 計画の目標

この計画は、安定的な国土環境の創出と我が国における人口、産業の望ましい配置の実現に積極的にこたえ得るよう、北海道の国土条件を改善し、人間活動のための安定性のある総合環境を計画的に整備することを目標とする。

第5 計画の基本方向

1 国土資源開発の課題

北海道は、豊富な国土資源に恵まれ、その有効かつ高度な利用を図ることが、総合開発の基本であるが、国土資源が、現在及び将来の国民の共通の限られた資源であることにかんがみ、その利用と保全については、公共の福祉を優先させ、地域の自然的、社会

的特性を考慮して、計画的、総合的に進める必要がある。

このための課題と施策の方向は次のとおりである。

(1) 平地の開発利用

北海道は、地形的に平地の割合が高く、人間活動に最も適した条件を有する標高おおむね300メートル以下の平地及び台地等は全道面積の4割弱の約300万ヘクタールであり、これらは主に石狩川流域のほか、道東、道北の河川流域及び台地に広がっている。

過去一世紀にわたる北海道の開発は、主にこの平地を対象として進められ、今日、札幌をはじめとする都市の発展、各種公共施設の整備、活発な生産生活活動の展開をみているが、その土地利用状況を概括的にみると、市街地などの都市的利用地は10万ヘクタール、また、農業的利用地は130万ヘクタール、林地原野等は150万ヘクタールを占め、土地利用の高度化による発展余力も大きい。

北海道の平地の土地利用は、厳しい気象条件や治水の遅れなどから制約を受ける反面、権利調整が比較的容易であることなどから、大規模かつ計画的な土地利用が展開されている。今後は、未利用地の減少、利用調整の複雑化など、土地利用転換上の困難性は強まるものと予想されるが、これに適切に対処して広大な平地の効果的利用を積極的に促進することが、総合開発推進上の重要な課題である。

このような観点から、都市的土地利用については、開発熟度が高まりつつある道央地域及び地方の中核都市等において、今後の人口増加、工業等の産業の発展を踏まえ、長期的かつ広域的な観点に立った適正な土地利用計画に基づいて、優良な農林地の保全及び環境との調和に配慮しつつ、良好な住宅用地、工業用地の計画的な開発を進める。

また、農用地については、農業生産の拡大と生産性の高い農業の定着を目途に、既存農用地の集約的、多角的利用を促進するとともに、林業との調和を保ち、自然環境の保全に十分留意しつつ、国有林野の開発可能地や低位利用の林地原野を積極的に活用して農用地の拡大を図り、林地については、人工林の育成等森林の整備を進める。

なお、平地は多様な利用可能性を有しているので、国土資源の有効な利用、管理を促進する観点から、総合的に土地利用の調整を図り、合理的な土地利用の実現に努める必要がある。

(2) 山地の開発利用

北海道の山地は、約480万ヘクタールで、総面積の6割強を占め、石狩低地帯を境に西部と東部に大きく区分され、特に東部の山地は壮大な広がりを持ち、急峻な地形は少ないものの、火山も多く崩壊、侵食を受けやすい地質、土壌が広く分布し、山地保全の必要性も高い。

これら山地は、ほとんど天然林で覆われ、亜寒帯の針広混交林が広く分布し、多様な樹種構成からなる豊富な森林資源を擁し、我が国の主要な木材生産地帯となっているが、現在、育成林業への移行過程にあり、天然林の蓄積の漸減に対し、人工林はいまだ若齢で森林生産力が十分発揮される段階には至っていない。したがって、今後は超長期の視点に立って、林業の振興を通じ、計画的に森林資源を培養し、森林の持つ多面的機能の強化を図る必要がある。

このような観点から、森林については、木材生産、国土保全、水源かん養、保健休養等の機能を総合的かつ高度に発揮させるため、標高、地形、土壌等の条件に応じて、林地の適正な利用を図りつつ、効果的な施業の推進に必要な林道等の生産基盤の整備を進め、森林の整備を図る。

また、標高の比較的低い山地には、地形、土壌等からみて農業開発可能地もあり、これを開発利用する場合は、森林の管理経営、自然環境保全との調和を図り、合理的な利用計画のもとに進める。また、山地には、優れた自然景観などが多く、自然公園等に指定されているが、これを国民的資産として保護保全するとともに、自然観光レクリエーション資源として積極的に活用する。

また、北海道は我が国における主要な地下資源包蔵地域であり、夕張山地等の石炭をはじめ、西南部山地、北見山地などでは、金、銀、銅、鉛、亜鉛等の重要鉱産物を産出しているが、内外経済環境の厳しさから、その生産は停滞傾向にある。しかしながら、これらの地下資源は貴重な国内資源であり、これを有効活用するため、調査、探鉱を進め、その開発の促進を図る。

(3) 沿岸域の開発利用

北海道は2,900キロメートルに及ぶ比較的単調な海岸線に囲まれ、その2分の1以上が平滑な砂礫海岸であり、その陸域の地形も3分の2以上が低地、台地によって構成され、また、その海域には7万3,000平方キロメートルの大陸棚が広がり、寒暖流

が交錯するなど、利用可能性に富む条件を有している。しかし、北海道の沿岸域の自然条件が相対的には厳しく、また、これまでの我が国の沿岸域利用が、技術的に容易な内海、閉鎖性内湾等に集中していたこともあって、北海道の沿岸域の利用度はなお低位にあり、都市的利用は全国に比べ3分の1程度の水準にある。

一方、我が国においては、水産資源などの海洋資源への依存度が高く、また、海外との経済交流、情報交換が特に重要であり、沿岸域の開発利用は今後も一周進むこととなるが、低利用の状態にある北海道の沿岸域の積極的な利用は、今後の開発にとって重要な課題である。

このような観点から、北海道海域において優良漁場の確保に努めるとともに、増養殖事業などによる水産資源の培養を一層積極的に進める。また、港湾、工業用地等の利用に適する沿岸域については、秩序ある開発整備を進めるとともに、石油、天然ガス等の資源の包蔵が期待される大陸棚の開発について調査を促進する。

石狩湾及び道央地域の太平洋沿岸においては、レクリエーション利用等との調和を図りつつ、臨海性工業、物資流動の拠点形成等を進める。また、釧路等の中核都市に隣接する沿岸域においては、都市的利用を促進するとともに、十勝釧路沿岸については、漁業等の振興を図り、広大な背後地の高度利用可能性について総合的な調査検討を行う。

日本海沿岸については、豊かな漁場と美しい自然景観に恵まれているので、その開発利用に努めるとともに、地域の自然的社会的条件に配慮しつつ、適地にエネルギー供給の拠点の形成を図る。

オホーツク海沿岸については、我が国唯一の流水域であり、厳しい自然条件にあるので、現在、その多面的利用には制約があるが、広大な大陸棚を背景に水産資源の豊富な海域を有しているので、漁業の振興を図るとともに、特有の優れた海岸景観を生かして観光レクリエーション利用を促し、更に、技術開発の進展に応じて、その積極的利用について検討を進める必要がある。

なお、海岸侵食の防止、津波・波浪対策、海霧対策の強化等を進め、国土保全と海上交通の安全性を確保するとともに、沿岸域の開発利用に当たっては、陸域、海域の環境の保全、安全の確保に十分留意するものとする。

(4) 水資源の開発利用

北海道の年間降水量は全国平均の3分の2の1,200ミリメートル程度で、国土面積に比べて水資源賦存量は少ないが、総体的にみれば、未開発の水資源が多く残されており、我が国において水資源に最も余裕のある地域である。

しかし、近年、都市化の進展とともに、産業の発展、生活水準の向上によって各種用水の需要が増大し、特に中小河川に依存する地方には、用水確保に困難を生じつつある地域もある。また、道央においては、今後の需要の急速な増加に対処して、計画的に供給の確保を図らなければならない地域もある。

したがって、水資源の賦存の実態に即して、開発利用を積極的に進めるとともに、水資源の有限性を踏まえて、水利用の合理化、高度化を促進することが重要な課題である。

このような観点から、水系を一貫した水資源のかん養と開発を目途に、長期的、広域的視点に立って、水源かん養林等森林の保全培養を図るとともに、ダム施設等の体系的な整備を進め、科学的水管理体制の強化とあいまって、良質かつ豊富な水資源の安定的確保を図る。

その際、石狩川流域等においては、人口、産業の一層の集積が見込まれるので、水資源の開発と水利用の合理化、高度化を先行的、計画的に推進し、更に長期的には、水需給の不均衡を来さないよう、人口、産業の適正な配置を誘導していく必要がある。

また、良好な河川環境を保持するため、排水の規制、下水道の整備等水系を一貫した水資源の保全対策を進める。

(5) 自然環境の保全等

北海道は、地理的には温帯から亜寒帯への移行帯にあり、その自然環境の特性は、北方的な動植物相を呈していることに加え、自然林、自然草原等のような自然度の高い地域が分布しており、そのなかに雄大な自然景観、貴重な植生群落、原始性豊かな森林、原野、湖沼、海岸等が多く残されているところにある。

自然環境の保全に当たっては、自然は人間生活にとって生命を育む母胎であり、限らない恩恵を与えるものであるとの認識に立って、貴重な植生、野生動物、地形、地質等のかけがえのない自然や、優れた自然の保護保全を図ることを基本としつつ、北海道の国土資源の諸特性に留意し、自然と豊かな人間生活との安定的な調和関係が保

たれた国土環境の形成が図られるよう配慮する必要がある。

このような観点から、地域の自然環境の特性及び利用の態様に応じて、自然環境の保全に努めることとし、特に、原生的自然、特異性、固有性、稀少性を有する自然等については、厳正な保護保全を行う。

なお、標高の高い亜高山地帯については、自然の復元力がぜい弱であることにかんがみ、自然環境の保全に特に配慮する必要がある。

二次的な自然が広く展開する農林漁業地域については、農林漁業の持つ生産、国土保全等の機能を重視して適正な保全整備を行うとともに、都市及び都市周辺地域については、緑地の保全及び積極的創出により、良好な都市環境の形成を図る。

沿岸域については、その特性を考慮して、漁業、レクリエーション等の利用空間を確保することにより、自然環境の保全を図る。

更に、北海道は、健康で快適な人間生活や農作物をはじめ植物の正常な生育を確保する上で不可欠である清澄な大気環境に恵まれているので、その良好な保全、管理に努める。

2 開発施策の基本方針

相対的に低密度の地域社会形態にある北海道において、今後、全域的に人間活動の集積を促し、人口の定住性を高めていくためには、北方風土に適した良好な総合環境を形成していかなければならないが、その基礎条件の整備については、自然的、社会的条件を踏まえ、計画的、総合的に進める必要がある。

その際、国土資源の有限性、自然を構成する諸要素間のバランス等に留意しつつ、適正な地域環境の管理に努める必要がある。

このための議題と施策の方針は次のとおりである。

(1) 基幹的産業の発展基盤の整備

<農林水産業>

北海道の農林水産業は、恵まれた国土資源、水産資源を背景に、我が国農林水産業において枢要な地位を占めており、経済の高度成長期を通じて、生産構造の近代化を進めつつ着実な発展を遂げてきたが、その過程において生じた農林水産業人口の流出などによって、地域社会構造のぜい弱化を招き、更に、近年、資源利用上における制

約条件の強まり、新たな海洋秩序の形成など、農林水産業をとりまく条件は一段と厳しさを増している。

このような情勢に対処しつつ、恵まれた国土資源を有効利用し、食糧及び林産物需給の長期的見通しに立って、農林水産業の生産を増強し、我が国の国内供給力の維持向上に積極的に寄与するとともに、農山漁村の定住の基礎的条件である経営の安定、就業機会の拡大、生活環境の整備により、地域社会の成立基盤を強化することが重要な課題である。

このような観点から、農業基盤、漁業生産基盤の積極的整備、森林資源の計画的培養を推進するとともに、経営の近代化、生産の組織化等を総合的に進め、生産性の高い農林水産業の安定的発展とその定着を図る。

更に、流通体制の強化、地場資源、労働力等の特性に適合した新たな産業の導入、振興を図るとともに、地域固有の風土に根ざした潤いのあるコミュニティづくりなどを総合的に進め、若い世代にも魅力のある連帯感と活力に満ちた地域環境の創出に努める必要がある。

< 鉱工業及びエネルギー >

北海道の工業は、農林水産業と関連する地場資源型工業が主体で、全国の工業出荷額の2.5%を占めるに過ぎないが、近時、産業基盤整備の進展に伴い立地条件の改善が進み、臨海部における基幹資源型工業や内陸部における機械工業の立地がみられるなど、産業構造の高度化を主導する工業発展の基礎は着実に形成されつつある。

一方、我が国は、今後とも経済社会の発展を支える原動力として、工業の安定的発展を図らなければならないが、今日、三大湾、瀬戸内等の先進工業地域においては、生産拡大の限界性の顕在化、立地条件の相対的低下等により、工業再配置を積極的に進めることが必要であり、特に基幹資源型工業については、地方圏における新たな展開の場の形成が重要な課題となっている。

これに対し、北海道はその国土条件を生かし、これまで培ってきた開発可能性を効果的に発現することにより、将来に向かって我が国の重要な工業地域としての発展を図り、人口、産業の望ましい配置の実現に積極的にこたえとともに、北海道の産業構造の高度化、就業機会の拡大等を通じ、活力ある安定した地域社会を形成することが極めて緊要な課題となっている。

このような観点から、苫小牧東部工業基地の建設及び石狩湾新港地域の開発を促進するとともに、地方都市においては、既存工業の振興はもとより、地域発展の基幹となる新たな工業の積極的導入により、工業生産機能の集積を促し、地域の安定性、定住性の向上に資する。

また、エネルギーの安定供給の確保は、生活の向上と産業の発展を図る上で必要不可欠であるので、海外エネルギー資源の安定的確保のための石油備蓄基地等の建設を進めるとともに、石炭、地熱等の国内資源の開発利用及び原子力を含む電源開発を積極的に促進する。

このほか、金属、非金属鉱床及び大陸棚等の石油、天然ガスの探鉱、開発を促進する。

また、工業立地及びエネルギー基地の建設については、これらに関する適切な環境影響評価の実施、そのための技術手法の向上、開発等により、環境汚染の未然防止、自然環境の保全に努めるなど、総合的な環境保全対策を講ずるとともに、必要な防災対策の推進などにより、安全の確保に十分配慮する。なお、苫小牧東部工業基地の建設は、計画段階の必要に応じて環境影響評価を行うなど、環境の保全に十分留意するとともに、防災体制の確立など安全の確保を図りつつ進めるものとする。

(2) 中枢管理拠点の形成

過去一世紀余にわたり、北海道開発の中枢としての役割を果たしてきた札幌は、この15年間に人口を倍増するなど、昭和40年代を通じて際立った成長発展を遂げてきたが、この過程において、事業所の集積、ホワイトカラー人口の急増等が著しく、全国的にも最も高い成長を示している。このように、札幌は、いわゆる行政都市から経済、文化の各般の機能を有する我が国有数の総合機能都市へと生成発展を遂げている。

一方、我が国の中枢管理機能は、東京圏、大阪圏、名古屋圏の三大都市圏でその約7割を占めており、諸機能のなかでも最も集中的な配置形態をとっている。

今日、東京圏、大阪圏においては、環境問題の深刻化、土地、水、エネルギー等の供給限界など資源の制約性が強まりつつあり、工業生産機能の分散化をはじめ、経済的管理機能の集中傾向がやや鈍化し始めている。

今後、このような傾向を更に計画的に進め、中枢管理機能の一点集中型の配置から多核型への転換を図っていくことが、望ましい人口配置と国土利用を実現する上で、極めて重要な課題となる。

札幌は、東京から1,000キロメートルを隔てた北日本の中心に位置し、西日本の福岡などと並んで、中枢管理機能の分散誘導を図るための重要な拠点である。また、この機能の集積は、北海道全域にわたる人口、産業の増大と相乗的な関係にあり、北海道の長期的発展にとって不可欠である。

また、北海道は、大きな発展が期待される北方圏に位置し、北方圏諸国との交流を一層促進するため、交流基盤の形成を図る必要がある。

このような観点から、札幌の都心機能の再編整備を進め、特に情報機能、文化機能、本社支店等の管理機能の集積を促進するとともに、東京をはじめ全国主要都市とを結ぶ基幹的交通通信体系を整備し、我が国の有力な中枢管理拠点都市としての形成を図る。

また、北方圏はもとより、世界各国との国際交流拠点としての機能強化を目指して、空港、港湾をはじめ、各種機能を整備拡充し、人、物、情報の国際交流を促進して、国際性豊かな都市としての成長を図る。

(3) 都市及び農山漁村環境の整備

北海道の広大かつ低密度な地域社会形態の下で、豊かな開発可能性を発揚しつつ、人口定住の条件を全域的に拡大していくためには、都市と農山漁村との有機的連けいを強化しつつ、住みよい都市環境と魅力ある農山漁村環境の整備を図ることが極めて重要である。

このような観点から、札幌などの北海道全域にわたる中枢管理機能を充実強化するとともに、道南、道北、道東の各地域の拠点となる函館、旭川、釧路、帯広、北見・網走などの地方の中核都市や既存の広域生活圏の中心都市等を積極的に開発整備し、交通通信体系の整備とあいまって、これら都市相互の有機的連けいの下に、その機能の分担、補完を図りつつ、これら都市における工業生産、流通等の機能の集積に努めるとともに、広域的観点から都市的サービス機能の体系的配置を図るものとする。

これら都市の整備については、都市の規模と特性に応じて、長期的な都市整備構想の下に適正な都市計画を定め、これに基づき市街地の秩序ある形成を図る。特に、今後、人口増加が見込まれる道央の諸都市及び地方の中核都市等においては、既成市街地の都市機能の純化を図り、緑豊かな都市空間を確保しつつ、住宅団地、工業団地等の計画的配置、街路、公園、下水道等の体系的整備を推進するとともに、高次の機能

を有する教育文化、保健医療、レクリエーション等の施設を適正に配置する。

また、農山漁村については、生産と生活の有機的関連性、居住の低密度性等の農山漁村地域のもつ特質のほか、地域が広大で散居形態が多いという北海道農村等の特性に配慮して、日常生活の拠点となる集落段階の整備に重点を置き、都市に比べ立ち後れている道路、上水道、排水施設等の整備を進めるとともに、日常生活に密着した保健医療、教育文化施設をはじめ、レクリエーション施設、コミュニティ施設等の整備充実を図る。特に、山村、離島等については、農林水産業の積極的振興とあわせて、日常交通、医療等の確保に努める。

更に、農山漁村の居住性、安定性を高めるため、都市と連結する交通通信施設等の整備を進めるとともに、地域の特性に適合した産業の振興開発を図り、新たな就業の場の創出に努める。

なお、農山漁村環境の整備に当たっては、地域固有の風土や伝統を培う社会的文化的活動を促し、地域住民の連帯感、一体感の醸成に資するよう配慮する必要がある。

(4) 基幹的交通通信体系の整備

北海道の基幹的交通体系は、北海道・本州を結ぶ施設としての青函連絡船、主要港湾、主要空港と、これらと連続する道内の幹線鉄道、国道等によって形成され、交通需要の増大、輸送技術の進歩に対応して、それぞれ施設の整備、機能の強化が進められ、これまでの北海道発展の重要な基盤となってきた。

今後、北海道の豊かな発展可能性を全域にわたって発揚していくためには、北海道・本州間の近接、直結化を図るとともに、道内地域間流動の一層の緊密化、円滑化を図ることが重要な課題となっている。

このような観点から、新しい基幹的交通体系を逐次形成していくことを目途に、全国的な幹線交通ネットワークの一環となる高速交通体系の整備及び流通拠点港湾の建設を促進する。

その際、陸、海、空のそれぞれの交通機関が相互に有機的に連けいして協同一貫輸送を促進するなど、効果的にその機能を発揮し得るよう、総合的な視点に立って整備を進める。

また、道内主要都市相互間を結ぶ幹線交通体系については、低密度かつ多雪の地域が広がり、輸送需要の季節変動が大きいなどの地域特性を踏まえて、既設の道路、鉄

道、港湾等の機能の整備を促進するほか、工業基地、観光レクリエーション基地等の開発に関連する交通施設を計画的に整備する。

更に、将来の交通輸送革新に対応し得る新しい交通システムについて検討する必要がある。

なお、高速自動車国道、新幹線鉄道等の全国幹線交通施設の整備に当たっては、事前に環境影響評価を実施するほか、周辺地域の土地利用の適正化、障害防止対策の充実を図るなどにより環境の保全に配慮する。

通信体系については、電話、郵便、放送等の基幹メディアの整備拡充を行うとともに、防災、医療、流通等の分野における通信システムの利用の拡大に努める。

(5) 水資源開発施設等の整備

近年における人口の都市への集中、産業の発展、生活水準の向上等に伴って、各種用水の需要は著しく増加しており、今後も引き続き増大することが予想される。

このような用水需要の増大に対処して、河川流況の変化、河川環境の保全等に配慮しつつ、水資源の先行的、計画的開発を推進することが重要な課題である。

このような観点から、水道用水、工業用水及び農業用水の需要の増大、水力発電の必要などに対応して、水源かん養林等森林の保全培養を図りつつ、石狩川水系をはじめ主要河川に多目的ダムや各種利水専用ダムの建設を促進する。

その際、道央等水需要の大幅な増加が見込まれる地域においては、水の広域的利用や高度利用を推進するなど、総合的な対策を進めて安定的な水需給の確保を図る。

また、ダムなどの建設により、生産生活条件が著しく変化する地域については、関係住民の生活の安定に十分配慮する。

(6) 国土保全等安全基盤の確保

国土を保全し、生命、財産を災害から保護し、健康を保持するなど、安全の確保は安定した住みよい環境の形成にとって最も基本的な要件である。

北海道は、自然災害に対する国土保全機能の整備が相対的に立ち後れており、山崩れ、河川の氾濫、土砂流出などの自然災害の発生が少なくない。すなわち、山地は崩壊、侵食を受けやすい地質、土壌が広く分布し、土砂の崩落や地すべりの危険地域が多い。平地は未改修河川が多いため、融雪水、局地豪雨等によって恒常的に氾濫するところが多く、また、人口の集中、資産の集積に加え、洪水流量の増大等に伴って、

洪水被害は増加する傾向にある。更に、沿岸部においては、波浪や津波による被害や海岸侵食もみられる。

このような災害を未然に防止し、国土の安全性を高めるため、治山、治水、海岸保全、急傾斜地崩壊対策など、地域の特性に応じた国土保全対策を総合的に推進するとともに、地震、火山等の観測体制の強化を図る。

一方、火災や交通事故の人為的災害の危険性も増大しており、これらの災害を防止するため、防災体制の整備を図る。

また、一部の都市にみられる大気汚染、水質汚濁等については、近年公害対策の進展により逐次改善されつつあるが、今後、社会経済活動の活発化に伴って、公害発生の要因が増大するおそれがあるので、公害防止に関する各般の施策を推進し、公害の防除及び未然防止に努める。

また、この計画に基づく事業の具体化に当たっては、環境に著しい影響を与えるおそれのある事業について適切な環境影響評価を実施することとし、計画調査等とあいまって総合的判断を行い、これを進める必要がある。

(7) 北方的社会文化環境の形成

我が国は、関東以西の地域を中心とする伝統的文化と明治以降に導入された新しい文化の基盤に立って、固有の社会、文化を育んできたが、北海道は一世紀余の新しい歴史の上に築かれ、その歴史を通じて培われたフロンティア精神に基づく自由な気風に富み、また、旧来の硬直的な秩序が比較的少ないこともあって、新しい社会の創造と新しい文化の吸収、醸成の可能性を有する地域である。また、北海道は、過去一世紀にわたり、生産、生活両面にわたる技術を中心に、その吸収、発揚に努めてきたが、開発の二世紀を迎え、北方風土に根ざした創造的な精神活動の充実を目指した社会的文化的基盤の形成を促していく必要がある。

このような観点から、その雄大な自然と清新な気風を背景として、我が国青年にとって魅力ある教育研究機能の集積を図るとともに、人文、社会科学等の分野に関する高等教育機関の充実強化に努める。また、冷涼で開放的な国土空間を生かして、国民のための研修、スポーツ、芸術文化活動、レジャー活動等についての諸機能を整備し、地域を超えた広い国民の交流と知的創造の場の形成を図る。更に、冬季スポーツ、芸術活動等の国際交流を活発化するとともに、北方圏をはじめ世界各国との人的物的交

流を促進する必要がある。

また、このような文化的諸活動を通じて、北方特有の厳しい自然を克服し、豊かな自然環境と調和した都市及び農山漁村の建設を図り、安定感のある地域社会を創出していく必要があり、この過程で得られた技術、社会的システム等についての新たな知識を、積雪寒冷な地域等における社会基盤の改善に役立てていくことも重要である。

第6 地域総合環境圏の展開

北海道の国土の利用形態は、道央地域においては、比較的高密度な集積がみられるが、他の地域では、一般に低密度な利用にとどまり、道央集中型の利用形態になっている。このような形態は、開発の歴史が浅いことや、厳しい北方自然の下で、人間活動が、地形、気象等の自然的条件に大きく影響を受けていることなどによって生じているのであるが、広大な国土を効果的に開発利用し、保全し、適切な国土管理を進めていくためには、各地域に固有の厳しい自然条件を積極的に克服しつつ、自然と生産生活を通ずる人間活動が一体として調和し得る総合環境を各地域において形成し、地域特性に適応した産業の振興と適切な規模の人口の定住が図られるよう、開発施策の総合的計画的展開が必要である。

このような観点から、この計画においては、地域における地形、気象等の自然的条件及び発展段階、産業形態等の社会的条件が同質的である広域的地域について、次の4つの地域総合環境圏の類型に区分し、それぞれにおいて、人口の定住性を高めるための開発目標に対応した施策の体系化を図り、計画の効果的推進に努めるものとする。その際、地域社会の自律性を高めるとともに、それぞれの特性に立脚して、総合環境圏相互の有機的関連を強化し、北海道全域にわたり活力ある地域構造を構築することが肝要である。

この地域総合環境圏の展開は、既存の広域生活圏の施策の推進とあわせて行われるものであるが、これらの施策を基礎として、新しい生活圏の確立を目指す定住構想の推進が図られなければならない。

道央都市総合環境圏

この圏域は、広大な石狩低地帯に位置し、札幌を中心に小樽、岩見沢、千歳、苫小牧、室蘭等の都市が連たんとする広域的都市地域であり、我が国における有数の中枢管理拠点、工業拠点、流通拠点等として、大きな発展が見込まれる地域である。したがって、各種機能の計画的体系的分散配置を図るとともに、人口増加に適切に対応し、域内農村との調和を図りつつ、良好な都市環境を形成し、国際性豊かな広域都市地域としての発展を図る。また、機能の整備に当たっては、集積の効果が道内各地域に波及し得るよう十分配慮する必要がある。

地方中核都市総合環境圏

この圏域は、各地域の中核となる函館、旭川、帯広、釧路、北見・網走の各都市及びその周辺を一体とした地方の広域的都市圏であり、今後増加する北海道の人口の定住性を高める上で特に重要となる地域である。したがって、工業生産、流通機能をはじめ高次の社会、文化機能等の一層の集積を図るとともに、商業業務地区の改善、新市街地の形成等を進め、農業等の振興とあわせ、自然に恵まれたコンパクトで明るい地方都市地域としての発展を図る必要がある。

中核的農山漁村総合環境圏

この圏域は、広大な平地、大河川の流域あるいは水産資源に恵まれた海域を背景として、主として地方都市の周辺に広がる農山漁村地域であり、今後とも我が国の食糧供給基地としての役割を担う重要な地域であり、一方、北海道の育成林業地帯でもある。したがって、この地域において、人口の定住性を確保し、一層の発展を図るためには、農林漁業の効果的な組織的生産体系の確立、低利用農地の高度利用、森林及び水産資源の培養等を図るとともに、農林漁業関連産業等による多元的な就業機会の創出を図る。また、地域の中小都市の整備を進めるとともに、低密度社会に適応した社会生活基盤の形成を図る必要がある。

振興農山漁村・産炭地総合環境圏

この圏域は、日本海沿岸部及び北見、大雪山地等に点在する海岸段丘、谷底平野等を中心に展開し、国土管理上も重要な地域であり、その孤立的環境条件の克服と居住人口の定住性の確保が緊要となっている地域である。したがって、この地域においては、各地域の創意と選択の方向に即しつつ、優れた自然の保護保全を図るとともに、豊かな森

林資源、多様な農水産資源、観光資源、地下資源を活用し、小規模であっても多様な産業の振興を図り、また、地域の一体性を高め、住民の基礎的ニーズを満たし得る社会的基盤の形成を図る必要がある。

夕張山地に展開する産炭地については、単一機能都市からの脱却を図り、工業、流通、農林業等の諸機能の集積と、これに対応する社会基盤の確保を図る必要がある。

第7 目標年次における経済社会の水準

この計画の基本方向に即し、施策の効果的展開によって実現が期待される目標年次の経済社会の水準は次のとおりである。

(1) 人口及び労働力人口

北海道の人口は、昭和40年代後半から安定的な増加傾向を示しているが、この計画期間においては、このような傾向が更に強まり、特にその後半期には、生産年齢人口を中心とする社会増加も期待され、目標年次の人口は、昭和50年の534万人から、1.2倍弱の620万人程度に達するものと見込まれる。

人口の年齢構造は、65歳以上人口が大幅に増加し、一方、0歳～14歳人口は、年齢構造の中高年齢化等に伴い微増にとどまり、人口の老齢化が進む。

また、労働力人口は、約46万人増加して、300万人程度となる。

(2) 経済規模及び産業活動

この計画期間における北海道の経済は、その前半期においては、我が国経済の安定成長経路への定着化と軌を一にして安定的な発展を持続し、後半期には、臨海性工業等の立地により一層の発展が期待され、目標年次の道内総生産は、昭和50年度の2.2倍の14兆5,000億円（昭和50年度価格）程度の規模になるものと見込まれ、平均成長率は7%程度となる。

また、この過程を通じて工業製品等の移輸出が増大し、移輸入は安定的な伸びとなり、域際収支差は経済規模との対比において縮小するものと見込まれる。

なお、1人当たり個人可処分所得は昭和50年度の1.8倍の約180万円となり、消費

支出は約140万円になるものと見込まれる。

一方、このような経済規模を実現する産業活動は、昭和50年度の2.3倍に達し、その構造は、第1次産業が7%から4%に低下し、第2次産業は45%から47%に、第3

域内総支出とその構成

(単位：1,000億円、昭和50年度価格)

項 目	基準年次(昭和50年度)		目標年次(昭和62年度)		平均年率
		構 成 比		構 成 比	
域内総支出	65.0	100.0%	145	100%	7%
個人消費支出	40.1	61.8	85	59	6½
総固定資本形成	25.5	39.3	58	40	7
一般政府	7.5	11.5	18	12	7½
企業設備	12.5	19.3	26	18	6¼
民間住宅	5.5	8.5	14	10	8
移 輸 出	22.3	34.4	51	35	7½
移輸入(控除)	36.3	55.9	69	48	5½

生産活動 (産業連関表ベースの生産額)

(単位：1,000億円、昭和50年度価格)

項 目	基準年次(昭和50年度)		目標年次(昭和62年度)		平均年率
		構 成 比		構 成 比	
第1次産業	10	7%	14	4%	3%
第2次産業	64	45	156	47	7¾
第3次産業	68	48	163	49	7½
合 計	142	100	333	100	7¼

次産業は48%から49%に高まり、産業構造の高度化が進む。

また、これに対応する農業粗生産額は、昭和50年度の1.7倍の約1兆1,000億円程度となり、工業出荷額は約3倍の10兆円強になるものと見込まれる。

第8 計画の部門別推進方針

1 農林水産業

(1) 農 業

北海道は豊富な土地資源を背景に、我が国有数の農業地域として食糧供給に重要な役割を果たしてきているが、なお、広大な農牧適地を擁するなど、農業開発の可能性の高い地域である。

今後、北海道農業は、このような発展可能性を最大に発揮することによって、米の需給を均衡させつつ農畜産物の総合的な自給力向上を図る方向に対応して、国民の食糧を安定的に供給するとともに、広大な農村地域の定住性を高め、地域総合環境の形成に主導的役割を果たすことが強く期待されるのである。

このため、これまで培ってきた広域主産地の形成、効率的経営の展開など高生産性農業の優れた特質をかん養しつつ、地域農業の組織化等を通じて中小規模経営の安定向上を図り、高能率の農業生産体制と活力ある農村社会の形成を目途に、積極的な開発を推進するものとする。

すなわち、根釧・天北等の土地資源に恵まれた酪農地帯においては、大型酪農経営を中核とする高生産性経営群と生産生活諸施設を機能的に配した酪農村の展開を目途に、我が国最大の大家畜産地域として、その開発を進める。特に、天北においては、広大な開発適地の活用を図り、開発可能地に乏しい地域における畜産の生産拡大に資するため、それらの地域と連携した生産拠点として機能させるものとする。

十勝・網走等の畑作地帯においては、麦・豆・てん菜・馬鈴しょ・飼料作物等による合理的な輪作の定着、有機質の土地への還元、肥育牛の導入等を促進し、土地生産力の向上を通じ、高生産性畑作農業の展開を図る。

道央等の水田地帯においては、産米改良などを通じ稲作の安定化を図るとともに、

米の生産調整に対応して、水田の総合的な利用を適切に図り得るよう条件整備を進めつつ、地域特性に応じて他作目の導入、畜産との有機的結合等を促進し、農業生産の複合化に努める。

また、道南等においては、温暖な気象条件等を生かして、需要動向に即応した野菜・果樹園芸のほか、肉用牛等の生産振興を図る。

なお、農用地については、今後農用地開発事業等により、昭和50年の1.3倍弱程度の面積が必要となるものと見込まれる。

1) 地域農業基盤の開発整備

地域農業生産体制の確立を促しつつ、地域に賦存する開発可能地の積極的活用を図るとともに、農用地の利用水準の高度化を通じて農業生産を拡大し、農業経営と農村社会の安定向上を図ることを目途に農業基盤整備事業を総合的に推進する。

このため、畑作・酪農地帯にあつては、経営の集約化、規模拡大の方向に即して、基幹用排水施設、営農用水施設、農道の整備等の畑地帯土地改良事業、農用地開発事業を積極的に推進する。

特に、根釧・天北においては広大な開発可能地を活用して、魅力ある酪農村の建設を目途に広域農業開発を推進するとともに、新たに、広域的利用に対応する乳用牛及び肉用牛の育成、粗飼料供給基地の建設を図る。

稲作地帯においては、高度の水管理と大型機械化作業体系の確立を図るとともに、水田利用の汎用化が図り得よう、基幹用排水施設整備、ほ場整備等の事業を推進する。

また、野菜・果樹園芸については、用排水事業、農用地開発事業等を推進し、その振興を図る。

2) 地域農業生産体制の確立

開発適地の奥地化、遠隔化、労働力と土地の地域的偏在、更に経営の専門化傾向等に対応し、個別経営において十分に生産力化することが困難な各種生産要素の活用水準を総合的に高めることを目途に、地域の特性に応じ、中小規模経営の積極的参加の下に、個別経営とこれを補完する各種の営農集団、農業サービス機関等との有機的な結合を図り、地域農業の効果的展開を促進するものとする。

このため、農業基盤整備事業の推進とあいまって、農業構造改善事業、地域農政

特別対策事業等の積極的な推進と制度金融の充実などを通じて、地域的な営農組織の育成に努めるとともに、各種高性能施設・機械等の設置導入、耕土改良などを促進する。

また、このような高度な営農活動の展開に対応して、農業技術の高度化と優れた担い手の育成を図るため、試験研究施設の整備と教育、普及体制の充実に努める。

3) 広域流通加工体制の整備

農産物の需給に即応し得るよう、農業団体、地域営農集団等と密接に結びついた集出荷体制のシステム化を促進する。

このため、基幹となる農道の整備とあいまって、集送乳施設、食肉・穀物・野菜等の近代的処理貯蔵施設等、集出荷施設の合理的配置、整備を推進する。

このほか、牛肉・牛乳等の農畜産生鮮食料品の本州大消費地への安定的供給を促進するため、長距離流通輸送体制の確立を図る。

また、農村地域における農産工業の育成に努めるほか、農産加工の新規開発を図る。

4) 農村環境の整備

農村は、生産と生活が一体として営まれている地域であることを考慮して、良好な生産生活環境を保持し、地域連帯感に根ざした健全な社会の安定的発展を図ることを目途に、日常生活に密着した道路、用排水施設等の整備を促進するほか、農村センター、農村広場等の設置を進める。

(2) 林 業

北海道は、広大な森林を擁し、我が国における枢要な林業地帯であるが、近年、資源問題が深刻化するなかで、国民生活の基礎資材である木材の需要増大に対処して、北海道における森林の木材生産機能の向上を図ることが一層重要となっている。

また、経済社会の高度化などに伴い、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全形成等、森林の持つ公益的機能に対する要請が高まっている。

したがって、このような森林の多面的機能を地域の自然的、社会経済的条件に即して効果的に発揮し得るよう、長期的視点に立って森林の整備を進める必要がある。

このため、地域の実情に適合した森林施業を推進するとともに、生産基盤の整備、林業生産活動の組織化等、林業生産体制の整備を積極的に推進するものとする。

1) 林業生産基盤の整備

森林資源の増強を図るため、人工造林を計画的に推進するとともに、天然林施業を積極的に展開して優良広葉樹等の培養に努めるほか、人工林に対する保育・間伐等を促進する。

また、適切な森林管理と集約的な森林施業に必要な幹線林道及び施業林道の開設、整備を推進する。

2) 森林の公益的機能の増進

森林のもつ公益的機能を高度に発揮させるため、林地の適正な利用を確保しつつ森林資源の培養を図るとともに、治山施設の整備、水源かん養、保健等保安林の整備拡充及び森林保全管理の強化を図る。

また、保健休養のための森林の整備を進める。

3) 地域林業の振興

林業経営基盤の充実、資本装備の高度化など林業構造の改善を促進するとともに、森林組合の育成強化、林業の担い手の育成に努め、地域における林業生産活動の振興を図る。

特に、道央から道東にかけての潜在生産力の高い森林地域については、圏域を一体として効果的に森林資源の増強を図るため、総合的な林業施策を展開し、また将来、中核的な林業地域になると見込まれる地域については、その積極的な育成に努めるなど、カラマツ等の優良林業地域の形成を図る。

また、生活環境を含め、山村地域の総合的な整備を推進するほか、地域の特性に応じて、特用林産物の生産振興に努める。

4) 林産業の振興

素材生産の近代化、木材需給の安定化を促進するとともに、内陸、臨海等、林産工業の立地特性に即して設備の近代化、高次加工体制の整備を促進する。

また、主要都市に木材センターの設置を進めて木材市場の育成に努めるなど、流通の近代化を促進する。

このほか、林業の振興に必要な制度金融の拡充、林木育種、木材の利用高度化等試験研究の強化及び普及指導体制の整備に努める。

(3) 水産業

北海道は、我が国最大の漁業生産地帯として、国民食糧供給の上で重要な役割を果たしてきているが、海洋資源をめぐる厳しい国際環境のなかで、これまで担ってきた国民的期待にこたえ得るよう、今後の発展を期するためには、新しい海洋秩序の形成など変ぼうする内外の諸情勢を冷厳に受け止め、長期的観点からこれに対応し得る体制の整備を強力に進める必要がある。

このため、資源培養力に富む広大な沿岸海域を積極的に活用し、沿岸漁業等の生産の計画的拡大、新漁場の開発及び試験研究体制の拡充強化などを図り、生産の確保に努める。また、漁村環境の改善、経営の近代化等を積極的に推進し、担い手にとって魅力のある、地域の特性に即した安定的な水産業の確立を図る。

1) 沿岸漁場の整備開発

沿岸漁場の生産力を高めるとともに、その高度利用を図るため、漁場環境の保全に努めながら、それぞれの漁場条件に適応した魚礁漁場、大規模増養殖場の造成等、沿岸漁場整備開発事業を積極的に推進する。

また、砂浜、磯焼地帯等の未開発の海域における新たな漁場の造成について調査検討を進め、その開発を図る。

2) 栽培漁業の展開

広大な沿岸域において栽培漁業の積極的な展開を図るため、沿岸漁場の整備開発と並行して栽培漁業センターを整備拡充するなど、種苗生産体制を組織的に整備するとともに、ふ化用水の確保とあわせて、増殖施設、魚道等を計画的に整備し、さけ・ますふ化放流事業を拡大する。

また、内湾などの特定海域における漁業総合開発利用等について調査検討を進める。

更に、内水面漁業の振興を図るため、内水面総合振興対策事業を積極的に推進する。

3) 沖合、遠洋漁業対策の推進

国際漁場における操業の確保に努めるとともに、北太平洋中東部海域等の公海における新漁場の開発並びに深海における底生水族等の未利用資源の開発利用を促進する。

また、多獲性回遊魚種に関する漁況、海況予報の一層の充実を通じて資源の合理的な管理と有効利用を図る。

なお、北方海域における海難防止に万全を期する。

4) 流通、加工体制の強化

水産物流通加工の合理化を図るため、水産物産地流通加工センター形成事業等を推進して、流通加工基地を総合的に整備するほか、水産物調整保管事業等を推進する。

また、水産物の有効、高度利用を図るため、新製品の技術開発とその普及を促進する。

5) 水産業経営の近代化

生産活動の一層の効率化を図るため、沿岸漁業構造改善事業等により、漁船、蓄養施設等の資本装備の近代化を促進するとともに、制度金融、共済制度の拡充強化などを通じて、水産業経営の合理化、近代化を進める。

また、栽培漁業の進展等に対応し、優れた担い手の育成に努めるとともに、水産技術の開発普及を図るため試験研究、普及指導体制を拡充整備する。

6) 漁港及び漁村環境の整備

栽培漁業の大規模な展開など今後の漁業生産の動向に対応して重要となる漁港、漁船の避難前進基地として重要な漁港を計画的に整備するとともに、水産物の有効、高度利用に対処して、流通加工の基盤となる漁港施設の整備を推進する。

更に、地域社会の中心となる漁港の整備を進めるとともに、これら漁港の機能の充実を図るため、漁港関連道を整備するほか、漁村環境の改善に努める。

2 鉱工業及びエネルギー

(1) 鉱 業

北海道には、豊富な石炭資源をはじめとして各種地下資源が賦存しており、これを基礎とする北海道の鉱業は、地域社会を支え、その発展に寄与している。

エネルギーをはじめ各種資源の大半を海外に依存している我が国においては、最近の世界的な資源エネルギー情勢の急激な変化に伴って、資源エネルギーの安定供給の確保が緊急な課題となっている。

このような現状にかんがみ、北海道の地下資源を可能な限り積極的に活用し、資源エネルギーの安定供給の要請にこたえるとともに、地域社会を支える産業としての鉱業の育成振興を図る。

1) 石炭鉱業

北海道は、我が国の可採炭量の大半を埋蔵しているので、石炭鉱業の長期的安定的発展を図り、国産エネルギーの活用と地域振興の観点から、全国生産量のおおむね60%以上の生産規模を見込む。

このため、石炭生産の合理化、安定化対策を推進するとともに、保安の確立による災害の根絶、労働環境の整備による労働力の確保等を図る。また、現稼行炭鉱周辺の開発に努めるとともに、新鉱の開発に関し必要な調査検討を実施し適切に対処する。

なお、需要の安定確保などに資するため、石炭火力発電所の建設、石炭利用技術の開発等を促進する。

2) 金属、非金属鉱業等

北海道には各種の鉱産資源が賦存し、新鉱床発見の可能性も高いので、現有鉱山の育成に努め、鉱業の安定的な発展を図る。

このため、鉱業開発の基礎調査及び有望鉱床地域における開発調査等を積極的に推進するとともに、産業関連施設の整備等生産体制の整備を促進する。また、骨材の需要の増大に対応して安定供給の確保を図る。

3) 石油、天然ガス鉱業

北海道の周辺大陸棚等には、地質的にみて石油・天然ガス賦存の可能性が期待されるので、その探鉱、開発の促進を図る。

4) 地熱開発

北海道は地熱資源に恵まれており、開発可能地域も多いと期待されるので、賦存調査、開発調査を推進し、地熱発電及び熱水の産業面、民生面への多目的利用の促進を図る。

また、超深層地下熱水についても開発利用のための調査を進める。

(2) 工業

北海道の工業は、地場の資源を利用する食料品、木材・木製品、パルプ・紙などの工業を中心に発展してきたが、近年、臨海部への基幹資源型工業や内陸部へ

の機械工業など新たな工業の立地に伴い、構造高度化の動きがみられる。

このようなこれまでの工業の集積と比較的恵まれた用地、用水等の立地条件に加えて、輸送通信手段の発達と開発基盤整備の進展により、北海道の工業開発のポテンシャルは高まりつつある。

我が国においては、三大湾、瀬戸内等の先進工業地域における過密問題、環境問題が深刻化しつつあり、今後は工場の移転及び新規立地を地方に誘導することによって、極力工業を分散させることが緊要となり、特に、基幹資源型工業の地方における新たな展開の場の確保が要請されている。

一方、北海道においてはこれまでの開発の成果を踏まえ、今後の開発基盤、開発体制の整備等を通じて、工業の積極的な開発を推進することにより、産業構造の高度化を進め、就業機会の確保と地域社会の安定を図ることが重要な課題となっている。

このような観点に立って、臨海部及び内陸部において産業基盤の計画的な整備を進め、地場資源型工業、消費財工業を育成振興するとともに、基幹資源型工業や高次加工型工業の積極的な開発導入を図るものとする。

1) 工業構造高度化の推進

我が国経済の安定的発展に資するとともに、地域開発効果の大きい基幹資源型工業については、長期的な見通しなどに配意しつつ、石油精製、石油化学、鉄鋼等の工業の導入を図る。また、今後の発展が期待される高次加工型工業については、既存の工業を育成するとともに、機械工業などの積極的な導入を図る。

更に、各地域において定着している地場資源型工業などについては、域内資源の培養と海外資源の導入による原材料の安定的確保、技術開発の促進等により、今後とも一層の振興を図る。

2) 工業の地域的展開と生産基盤の整備

基幹資源型工業、機械工業等の臨海部における計画的な展開を図るため、苫小牧、室蘭等の工業生産の拠点について産業基盤の整備を総合的に進める。特に、立地条件に恵まれ、計画的な工業開発を進めている苫小牧東部工業基地については、石油精製、石油化学、鉄鋼等の工業の導入を図るため、港湾等の基盤整備を積極的に推進する。

また、北海道における工業の適正な配置と地域の発展力を培養するため、石狩湾

新港地域及び函館、旭川、釧路、帯広等の地方中核都市とその周辺地域について、高次加工型の機械工業や消費財工業等を開発導入するとともに、産炭地域や農山漁村地域について、地域の特性に応じた地場資源型工業、機械工業等の積極的導入を図るものとし、このための生産基盤の整備を計画的に推進する。

更に、長期的な観点から工業用地の供給を確保するため、立地条件に恵まれた空知等の適地に工業団地の整備を適切に進める。工業団地の計画、造成に際しては、関連施設の総合的整備を図るとともに、周辺地域の環境保全に配慮するものとする。また、工業用水の需要の増大に対処するため、水資源の開発、工業用水道の整備を推進するほか、水使用の合理化を進める。

3) 工業開発体制等の整備

建設期間が長期にわたる工業基地の開発を着実に進めるとともに、遠隔地である北海道の工業立地を促進するため、推進体制の拡充強化など、行財政上の適切な措置について検討する。

また、新規市場の開拓を図るため、技術水準の向上、販売力の強化及び経営力の充実に努めるほか、木製家具など北方的風土の特色を生かした特産品工業の育成を図る。中小工業については、設備の近代化、経営の合理化等を通じて体質の強化に努める。

なお、今後の工業開発に当たっては、資源・エネルギーの有効利用に努める。

(3) エネルギー

エネルギーは、生産と生活の維持に不可欠の要素であり、計画期間における北海道のエネルギー需要は、開発の推進に伴って増大するものと見込まれる。なかでも、電力は広汎な利用形態を有しているため、エネルギー需要における依存度が上昇することもあって、大幅な需要の伸びが見込まれる。

一方、世界的なエネルギー供給の不安定性の高まりに加え、北海道においても発電所等エネルギー関連施設整備の立ち遅れがみられるなど、供給面における制約が顕在化するおそれがある。

このような情勢に適切に対処し、エネルギーの安定供給を図ることが重要な課題となっている。

このため、エネルギーの供給については、石炭、水力、地熱等の域内資源の開発利

用を積極的に進めるとともに、原子力、天然ガスを新たに導入するなど、エネルギーの多様化を図りつつ安定供給の確保に努める。また、省エネルギーについて、その積極的な推進を図るものとする。

1) 電力の安定供給の推進

電力を安定して供給するため、域内資源の活用、原子力の導入などを促進しつつ、長期的観点に立って電源開発を計画的に推進するとともに、域内の送電の大容量化、長距離化に対応して、超高圧、大容量送電施設等の整備を図る。

また、北海道・本州間の電力の相互融通を図るため、本州との送電連けいの早期実現と連けい容量の拡大に努める。

2) 石油・ガスの安定供給の確保

北海道における石油・ガスの消費増大に対処するため、生産施設の増強を図るとともに、中継貯蔵施設などの流通施設の整備を進める。また、石油の安定供給を確保するため、原油備蓄施設の整備を図る。このほか、北方圏などからの天然ガスの導入について検討を進める。

3) 省エネルギーの推進

エネルギーをより効率的に使用するため、産業部門においては施設の改善、運転技術の改良、発電所等の排熱利用などを促進するとともに、民生部門においても住宅等の建築物の断熱構造化、暖房機器の熱効率の向上を図るなど、省エネルギーの推進に努める。

3 観光レクリエーション

今後、国民の観光レクリエーション需要は、自由時間の増加、国民生活意識の変化、所得水準の向上、交通施設の整備等に伴って、質的变化と多様化の傾向を示しながらますます増大するものと見込まれる。

北海道は、雄大神秘的な自然景観、四季の鮮明な変化など北方地域独特の魅力的な資源を豊富に有し、我が国における枢要な観光レクリエーション地域として近年とみにその評価を高めつつある。

したがって、その優れた資源を有効に活用して、北海道の風土を生かした観光レクリエーション空間の形成を図り、道民はもとより国民の新たなニーズにこたえることは極

めて重要である。

このため、国民が自然を恒久的に享受し得るよう自然公園の適正な利用を図るとともに、新たな観光レクリエーション活動のニーズに応じた施設を地域の特性に即して計画的に整備拡充し、あわせて観光地域間の移動性を高めるため交通施設の整備を推進する。なお、四季を通じ魅力ある観光レクリエーション活動を行い得るよう冬の積極的な活用に努める。

1) 自然公園の適正利用

自然と一体となった健全かつ適正な利用の拡大を図るため、公園計画に基づく園地、野営場等の公園利用施設及び国民休暇村等の整備を促進する。

2) 観光レクリエーション地域の整備

新たな観光レクリエーション需要に対応し、秩序ある観光レクリエーション地域の形成を図るため、ニセコ山系周辺に広大で開放的な国土空間を活用して、自然と楽しめるスポーツなどの余暇活動施設を核とする長期滞在型の国民的観光レクリエーション基地の開発を推進する。また、既存観光地の賦活化、再開発を図りつつ、観光レクリエーションの場として魅力ある山岳、海洋、海浜等の地域に、その特性を生かしたレクリエーション施設と簡便な宿泊施設などを有する滞在型観光レクリエーション地区の整備を促進する。

また、主要都市周辺などに健康的で快適な生活環境を確保するため、野外レクリエーション等の施設を有する日帰型観光レクリエーション地区の配置を図る。更に、特に恵まれた冬の資源を最大に活用するため、国際交流にも配慮しつつ、スキー場、スケート場等の整備を促進するほか、北海道独自の文化財などの保護を図るとともに、展示公開施設の整備を促進し、その利用の拡大に努める。

なお、観光レクリエーション施設の計画的な整備を図るため、官民連携の下に開発推進体制の整備を促進するとともに、民間部門の積極的参加を誘導していく必要がある。

3) 観光受入施設の整備

観光レクリエーション地域間の移動性を高めるため、空港、港湾、道路等の体系的な交通施設の整備を推進し、また、ホテル・旅館等の宿泊利用施設の整備を促進する。

4 住宅及び生活環境施設

(1) 住 宅

北海道における住宅は、戸数ではおおむね確保されてきているが、質的にはなお不十分であり、厳しい自然条件下における寒地住宅としての快適性の見地から、積極的にその改善を図らなければならない。

更に今後、住宅難の解消に加え、人口の社会移動、世帯数の増加等に伴って住宅の新設、建替等の需要が見込まれるので、これに対応した戸数及び質の住宅供給を推進する必要がある。その際、適正な住居費負担と職住近接に十分配慮するとともに、省エネルギー型の防寒住宅の普及とあわせて、北海道の気候風土に適合した快適な住環境の整備を進めることが必要である。

このため、住宅については、4人家族の場合で、少なくとも3DK、平均3LDK程度の住戸規模を確保することを目途として建設を促進する。

公的住宅については、低所得階層や老人、身体障害者世帯等に重点を置いて供給するとともに、都市勤労者に対する通勤の便に十分配慮し、適正な住居費負担で適正水準の住宅に住めるよう建設を進める。

四季を通じて快適な生活を営み得るよう、十分な防寒性能、暖房給湯設備等を確保し、あわせて省エネルギー効果を高めるため、寒地住宅に関する研究開発と技術の普及を促進する。

在宅の供給に当たっては、市街地の計画的整備の基本方向に即して、公共公益施設との総合体的な整備を図り、都市の将来像に即した優れた住環境の創出に努めるとともに、既成市街地における住宅地区改良事業や市街地再開発事業等の施策を進める。

宅地については、地域の土地利用計画に即して、土地区画整理事業等により計画的に供給を図るものとする。

(2) 公園・緑地

北海道の公園・緑地は、比較的多くの面積が確保されているが、社寺城閣等の歴史的資産を中心とした公園・緑地が少ないなど、施設内容の多様性に欠ける面もあり、また、日常の生活に密着する住区基幹公園は、利用上の利便を考慮した配置の点などからみて、いまだ十分とは言えない状況にある。

このため、都市において整備保全すべき公園・緑地の体系的配置を図ることとし、住区基幹公園について、各々の誘致距離に基づく適正配置を目途として重点的に整備を進めるとともに、都市基幹公園等について計画的な整備を推進する。

また、国営公園、レクリエーション都市、広域公園等多様な施設の配置、整備を積極的に進める。

更に、緑道の整備を推進するほか、工業基地等における緩衝緑地の整備を計画的に進める。

(3) 下水道

北海道における下水道の整備は、札幌をはじめ二、三の都市で比較的進んでいるものの、その他の市町村では大きく立ち後れている現状にある。

下水道は、生活環境の改善にとって重要であり、加えて、さけ、ます、まりも等の資源や自然の保護のためにも河川、湖沼、海域の水質保全が必要であり、今後とも積極的に普及を図らなければならない。

このため、都市計画区域においては、公共下水道、流域下水道の整備を推進するほか、石狩湾新港地域、苫小牧東部工業基地等における特定公共下水道の整備を計画的に進める。

また、農山漁村の主要な集落及び湖沼周辺等においては、特定環境保全公共下水道の普及に努め、特に阿寒湖等の自然保護を主目的とするものについては、早期に完成を図る。

このほか、都市における浸水防除のため、都市下水路の整備を進める。

(4) 水道施設

北海道の水道普及率は既に80%を超えているが、なお未整備の地区も相当残っており、一方、都市人口の増加、生活水準の向上等に伴って、水道用水の需要はますます増加することが予想される。

このため、水道施設の新設普及を進めるとともに、水道用水需要の増大に対処して、水資源の開発を推進する。

また、水道事業の合理的運営と水の有効利用を図るため、水道の広域化を進める。

(5) 廃棄物処理施設

下水道の計画的整備により水洗化を推進するとともに、所要のし尿処理施設の増設

及び老朽施設の更新を推進する。

また、ごみ処理の増大、多様化に対応して、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設の整備を推進する。

なお、その際、余熱の活用、資源の再利用等にも十分留意するものとする。

5 社会生活施設

(1) 教育文化等施設

豊かで活力のある地域社会を形成するためには、教育の充実、振興を通じ、自主性、創造性に富んだ有為な人材を育む良好な教育環境の形成を図るとともに、文化、スポーツ、科学技術の振興を通じ、北海道の風土に根ざした特色ある社会文化基盤の形成を図ることが重要である。

このため、高等教育機関の整備を促進し、教育機会の拡大、文化の振興等に努めるとともに、ライフサイクルに応じた自己啓発や人間的な触れ合いの場となる文化、スポーツ等の諸施設の整備を推進し、住民の連帯感、一体感の醸成に資するものとする。

1) 学校教育施設の整備

学校教育の充実を図るため、小・中学校、高等学校の校舎、教育設備等の整備を推進するとともに、養護学校の義務制への移行に対応して、所要の施設等を整備する。また、幼児教育の充実を図るため、幼稚園の整備を進める。

高等教育機能の充実強化と魅力ある地方都市の整備を促進するため、特に充実度の低い専門学部の充実、地方都市における高等教育機関の整備を推進するとともに、北海道の雄大な自然と優れた教育環境を生かした学園都市の建設について調査検討を行う。

2) 体育・スポーツ施設、社会教育施設等の整備

青少年の健全な育成、余暇活動の充実等を図るため、特に冬季におけるスポーツ活動の充実に留意しつつ、体育館、プール、競技施設、指導者養成施設等の体育・スポーツ施設の整備を推進する。

また、地域社会における社会的、文化的な環境水準の向上を図るため、地域の特性を踏まえつつ、公民館、図書館、博物館、少年自然の家、青年の家、婦人会館等の社会教育施設の整備を促進するとともに、農村センター、消費生活センター等の

コミュニティ施設の整備を進める。

3) 文化、科学技術の振興

北方風土にふさわしい文化の振興を図るため、美術館、地方文化会館、地方歴史民俗資料館等を整備するとともに、有形・無形文化財、民俗文化財、記念物、埋蔵文化財等の貴重な文化遺産の保護保全に努める。

科学技術の振興を通じて地域社会の発展を促進するため、北海道の地域的、産業的な特性に適合した試験研究を推進するとともに、寒地研究所など積雪寒冷地の開発に関する試験研究体制を強化する。また、青少年の科学技術に対する探求心をかん養するため、青少年科学館の整備を進める。

(2) 保健医療施設

北海道の医療水準は、人口対医師数等をみても全国平均と比べ相対的に低位にあり、特に、地方における医師等の確保や無医地区の解消等の基礎的な医療ニーズにこたえ得る施策の推進が緊要な課題となっている。

また、近年、人口構造の老齢化、都市化現象等社会経済情勢の変化に伴って保健医療需要が増大、多様化し、専門的な医療や休日夜間・救急医療等の充実に対する要請も高まっている。

このため、医師等の計画的な養成、確保に努めるとともに、保健医療施設の体系的な配置、整備を促進し、地域住民の健康を維持増進し、安定した生活環境の形成に努めるものとする。

1) 医療技術者の養成、確保

地域における医療水準の向上と医師不足の解消等に資するため、医師及び歯科医師の計画的な養成、確保に努めることとし、大学医・歯学部の充実整備を図る。

また、保健婦、看護婦、理学療法士等の医療技術者の確保及び質的向上を図るため、高等教育施設及び養成施設を整備拡充する。

2) 保健医療施設の整備

都市及び農山漁村を通じて、多様な保健医療需要に機能的、効率的にこたえ得る地域保健医療システムの確立を図るため、それぞれの地域の特性に即しつつ、地区病院、地域センター病院、地方センター病院等の基幹的な医療施設のほか、保健衛生施設、休日夜間・救急医療施設の体系的な配置、整備を促進する。

(3) 労働関係施設

北海道においては、今後、産業構造の高度化の進展に伴って、若年労働者、技能労働者の需要が高まるものと見込まれるので、これら労働者の安定的確保に努める。

また、労働者の福祉を増進するため、労働福祉施設の整備を推進する。

1) 若年労働者、技能労働者の安定的確保等

若年労働者の確保、定着を図るため、高等教育機関の整備とあいまって、職業安定機関の機能の充実強化を推進する。

産業構造の高度化、産業技術の進展、労働者の高学歴化等に対応して、高度な技能労働者の安定的な養成、確保並びに在職労働者、離転職者等の成人訓練及び能力再開発訓練の充実強化を図るため、職業訓練施設の再編整備を進めるとともに、地域の産業等の特性を勘案しつつ、職業訓練校の課程及び科目の再編成を進める。

また、中高齢者、婦人、心身障害者等の雇用機会の拡大、能力の開発等を図るため、職業相談体制を充実強化する。

2) 労働福祉施設の整備

労働者の福祉の増進及び健全な余暇活動を促進するため、勤労青少年ホーム、勤労者いこいの村、働く婦人の家等の労働福祉施設の整備を進めるとともに、労働災害、職業病等に関する予防及び治療体制を充実するため、労災病院施設の整備を推進する。

(4) 社会福祉施設

高齢化社会への移行、核家族化の進行、生活水準の向上等に伴い、増大し、多様化する社会福祉需要に適切に対処するため、社会的連帯意識に基づく福祉活動の啓発と在宅福祉サービスの充実とあわせて、老人、心身障害者、児童等の社会福祉施設の総合的体系的な整備を促進し、福祉の向上に努める。

1) 老人福祉施設の整備

高齢者の増加に対処し、老人福祉の充実を図るため、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の老人福祉施設を整備拡充するほか、適職の開発、あっせん、教養の向上等を通じ生きがいのある老後生活を送れる関連施設の整備を進める。

2) 心身障害者福祉施設の整備

心身障害者の治療、訓練、援護、就労等の総合的体系的な療育体制を確立するた

め、重度身体障害者施設、肢体不自由児養護施設をはじめとする各種施設の整備を促進するほか、重度身体障害者が生涯を通じて居住し、また、家族と生活し得る総合的な援護施設を建設する。

3) 児童福祉施設の整備

児童の健全な育成を図るため、保育所、児童厚生施設等の整備を促進する。

6 交通通信施設

(1) 道 路

北海道の道路は、明治初期以来、骨格的幹線道路から重点的に整備が進められ、地域の開発に大きく貢献してきたが、生産生活の基盤としていまなお道路網の充足と整備の促進が必要であり、更に、冬期交通の確保について一層の向上が要請されている。

また、道内の道路交通需要は、近年著しく増加し、特に都市及び都市周辺における交通混雑の激化、沿道居住環境の悪化など道路をめぐる諸問題が生じてきている。

このため、基幹的交通体系の形成と地域総合環境の整備の一環として、骨格道路である高速自動車国道・一般国道から、地域における広域的生産生活活動の基盤となる道道・幹線市町村道及び日常生活の基盤となる一般市町村道までの道路網の総合的かつ体系的な整備充足を図る。

その際、地域開発の効果的展開を図る観点から、他の開発事業との関連に十分に配慮して計画的に進めるものとする。また、道路の交通機能の向上とあわせ、除雪、防災、採光のための適正空間の確保、道路環境などに配慮し、積雪寒冷地に適合した道路の整備に努めるとともに、適切な維持管理、交通管理を行い、除雪・防雪を拡充強化し、多様化し増大する交通需要に対して安全快適な道路交通の常時確保に努めるものとする。

1) 骨格幹線道路の整備

広大な北海道において、各地域を時間的に近接化する高速自動車国道については、地域の発展の方向に即して整備を促進するものとし、整備計画区間の室蘭・旭川間については、その完成を図る。

高速自動車国道と交通機能を相互に補完し、一体的な骨格幹線道路網を形成する一般国道等については、その一次改築をおおむね完了するとともに、交通需要の質

的多様化と量的拡大などに対応して再改築を行う。

2) 地域幹線道路の整備

地域における生産生活の基盤として重要な役割を果たす道道等の地域幹線道路については、生活圏域の広域化に必要な道路の整備をほぼ完了するとともに、地域開発に寄与する主要な道路の建設を行うなど、地域幹線道路網の整備充足を図る。また、自動車交通の増大に対応して必要な再改築を行う。

3) 地域支線道路の整備

地域社会の日常生活に密着した市町村道等については、安定的かつ良好な生活環境の創出に積極的役割を果たす道路の整備を大幅に促進する。

4) 都市道路の整備

都市及び都市周辺においては、都市交通の円滑化を図り、都市機能の向上に資するため、都市圏の将来構想に即応した広域的な都市計画に基づき道路網の整備を進める。特に、道央圏及び地方の中核都市圏においては、総合的な都市交通体系の確立を目指し、環状・放射道路等を骨格とした道路網の体系的な整備を図る。

また、都市交通の円滑化と市街地の一体的な発展を期するため、鉄道との立体交差化を積極的に促進し、札幌、千歳においてはその完成を図るほか、良好な都市環境を創出するため、土地区画整理事業等による道路の整備を積極的に推進するとともに、歩行者専用道、区画道路等の整備を図る。

都市道路の整備に際しては、新市街地の開発及び下水道等関連する都市施設の整備と総合一体的な実施に努めるものとする。

5) 維持管理の充実と冬期交通の確保

安全かつ円滑な道路交通の確保と沿道環境の保全を図るため、道路の維持管理を強化するほか、道路交通管理システム等の充実に努める。

また、冬期交通の確保を積極的に促進するため、交通量の多い区間、交通あい路区間等については、除排雪、防雪事業を拡充強化して、その質的向上に努めるとともに、冬期道路交通網の充実と冬期交通不能集落の解消を図る。

(2) 鉄 道

我が国の北端に位置し、地域広大な北海道において、鉄道については、中長距離・大量輸送の分野においてその特性を発揮しうよう、他の輸送機関との合理的機能分

担に配慮しつつ、効率的な輸送体系の形成を図る。

1) 新幹線鉄道等の建設

北海道・本州間鉄道輸送を直結する青函トンネルの完成を図り、国土を縦貫する骨格高速交通体系の一環をなす北海道新幹線鉄道（青森市・札幌市間）については、諸般の事情を勘案して、その建設を図る。

2) 在来線の整備

道央地域などにおいて、必要に応じ、主要幹線の複線化、電化等を進めるとともに、主要都市間の輸送の高速化を図る。また、貨物輸送体制の効率化を図り、その一環として、協同一貫輸送の強化などに努める。

また、輸送需要等の動向を勘案し、必要な新線の重点的建設に努める。

(3) 港 湾

広大な国土と長大な海岸線を有し、海上輸送への依存度の高い北海道において、活力ある地域総合環境の形成を目途に、物的流通の拠点となる港湾を適切に配置整備し、協同一貫輸送を促進するとともに、工業基地など工業開発の生産空間の創出を目指して計画的に港湾の開発を進める。

また、地域住民の生活安定、海洋性レクリエーション需要、船舶の安全確保等の要請にこたえ、港湾の整備を積極的に推進する。

近年、北海道の港湾取扱貨物量は、産業、経済の発展に伴って増大し、昭和50年には約1.1億トンに達し、過去10年間に2.9倍の増加をみているが、今後の工業開発などの積極的推進、産業構造の高度化を通じて、目標年次の取扱貨物量は3億トン程度になるものと見込まれる。

1) 流通港湾の整備

海運を積極的に活用した物資流通の総合的ネットワーク形成を目指しつつ、増大する貨物の効率的輸送とコンテナ輸送など流通合理化を促進するため、流通の拠点となる港湾の整備拡充を図る。

また、札幌圏における物資流通の増大、都市型工業の発展に対応するため、石狩湾新港の整備を促進するとともに、道東地域において流通機能の適切な配置整備を図る。

2) 開発港湾の整備

工業の飛躍的發展を図るため、苫小牧東部工業基地における石油、鉄鋼等の基幹資源型工業、関連工業等の立地に対応し、苫小牧東港の整備を促進する。

また、地域の産業振興、住民生活の向上と魅力ある地方都市の育成を図るとともに、離島交通を確保するため、地域の拠点となる港湾の整備を推進する。

3) 安全対策等の推進

北海道周辺の海域ごとに避難港、避難泊地の整備等を図り、航行船舶等の安全の確保に努める。

また、良好な港湾環境の創出を図るため、緑地の整備等港湾環境の整備を進める。

(4) 空 港

近年、我が国の航空輸送は、国民の時間的価値意識の上昇などによる需要構造の変化、機材の大型化・高速化の進展による大量高速輸送体制の確立、運賃水準の相対的低下などによって急速に増加している。

北海道は、その地理的条件から交通機関として航空輸送の依存度が向く、国内線航空旅客の5分の1を占めるに至っており、今後も航空旅客需要はますます高まるものと想定されるので、大量高速輸送に対応した空港整備が急がれている。

このような情勢に対処して、騒音の防止等環境保全に配慮しながら、空港と周辺地域との調和を図りつつ、空港施設の整備を積極的に推進し、全国ネットワークの形成と航空輸送力の増強に努める。

1) 基幹空港の整備

国土の主軸を形成する幹線航空路の拠点である新千歳空港については、我が国の国際航空網の新たな形成にも対応し得るようその整備を促進し、順次供用を図るとともに、現空港においても、国際化の進展に応じ所要の施設の整備を進める。

2) 地方空港の整備

航空輸送需要の増大と機材の大型化・高速化に対処するため、地方空港の整備を推進する。

また、離島空港について、地域の振興と民生の安定を図るため、施設の整備を進める。

(5) 流通施設

社会経済の発展、生活水準の向上等に伴う物的流通量の増加に対応して、各種輸送施設の整備とあわせ、物流施設を適正に配置し、協同一貫輸送体制の整備を促進して、物資流動の円滑化、輸送効率の向上に資する。

このため、主要都市周辺部、流通港湾の背後地に、物流の拠点となるトラックターミナル、倉庫及び関連施設等を配した流通団地等の整備を図る。

また、取引流通の近代化に資するため、卸売団地、小売共同店舗等の建設、流通情報センター等の整備を促進する。

なお、今後の国際交流の進展を踏まえ、新千歳空港の周辺における国際航空貨物輸送施設の配置について調査する。

(6) 通信施設

社会経済の発展、生活水準の向上に伴う情報の高度化、大量化に対応するため、基幹メディアを整備拡充するとともに、より高度な機能を持つメディアの拡大に努める。

1) 電気通信の充実

電話の一層の普及を図るとともに、データ通信、画像通信等の通信サービスの高度化、多様化に努め、市況情報、医療等の分野における通信システムの利用を促進する。

2) 郵便の能率化

郵便局の整備、専用自動車・航空機・コンテナ利用等による輸送方式の拡大、開発を進め、郵便送達の迅速、確実性の確保を図る。また、郵便用機械の充実に努める。

3) 電波利用の普及

公共用、産業用、防災用等の無線施設の整備を促進するとともに、共同受信施設などを整備して、テレビジョン放送の難視聴地域の解消を図る。

7 国土保全と水資源開発

(1) 治 山

北海道には、崩壊、侵食を受けやすい地質、土壌条件の地域が広く分布しており、土砂の崩壊及び地すべり等山地災害防止の必要性が高い。また、近年における水需要の増大及び都市化の進行に伴い、森林の持つ水資源かん養、保健休養等の機能の向上

を図ることが重要になってきている。

このため、地域の自然的、社会的条件に即応して、事業の計画的推進を図る。

1) 山地治山等の推進

集落等に近接した災害発生の危険性が高い山地及び石狩川など国土保全上重要な流域にかかる荒廃山地、活火山周辺等を重点に、復旧治山、予防治山及び地すべり防止施設の整備を推進する。

2) 防災林等の整備

飛砂害、風害、なだれ災害などに対処して防災林の造成を推進するとともに、石狩川など水需要の増大が著しい流域にかかる保安林改良などを推進するほか、都市周辺において生活環境保全のための森林の整備を進める。

(2) 治水と水資源開発

北海道は、広大な国土面積を擁し、河川が氾濫する低平地や、土石流、地すべりなどが発生しやすい地域が多い。また、北海道の治水事業の歴史は浅いため、未改修河川が少なくない。

特に、近年、河川氾濫区域への人口の集中、資産の集積、土地利用の進展による国土保全区域の拡大、洪水流の増加等に伴って、融雪出水、台風、局地豪雨等による洪水被害は増加する傾向にある。

今後、社会経済の発展に対応し、災害を防止して、生命、財産の安全と生産活動の安全を確保することが、豊かな国土環境を形成する上で不可欠の要件である。

また、国民生活の向上、産業の発展等に伴い急増する用水需要に対処し、長期的、広域的観点に立って、水資源の効果的活用を図り、安定した水供給を確保する必要がある。

このため、地域の発展に即応して、河川、ダム、砂防等の施設を重点的に整備するとともに、効果的な水資源の開発を推進する。また、河川等の水質の保全を図るとともに、都市周辺地域における良好な河川環境の保持に努める。

1) 砂防、地すべり対策等の推進

崩壊、侵食を受けやすい大雪、日高山系を源流とする河川、特に石狩川、十勝川等における荒廃が著しい区域及び主要都市周辺をはじめ土地利用の高度化が進展する地域について、重点的に砂防施設の整備を推進する。

また、活火山周辺部の砂防事業を実施するほか、全域に点在する地すべり危険地区についても対策事業を促進する。

このほか、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、緊急性の高い地区の対策事業を重点的に実施する。

2) 河川事業の推進

河川氾濫を防止し、国土の高度利用を図るため、石狩川、十勝川など重要水系については、河道改修を重点的に推進するほか、遊水池、防災調節池の整備などを進め、総合的に安全度の向上を図る。

都市河川については、適正な土地利用の誘導に配慮しつつ、治水施設の整備など総合治水対策を進め、効果的な防災態勢の確立を図る。また、都市周辺の河川環境の整備などを推進する。

地域開発に関連する河川については、農用地開発などの開発事業を推進するための根幹となる河川を中心に河川改修を進める。

中小河川については、災害の多発する河川の改修を重点として実施する。

3) ダム事業の推進

治水対策とあわせて水資源の開発を行うため、十勝ダム、漁川ダム、小樽内ダム等の他目的ダムの建設を積極的に推進する。また、局地的な集中豪雨による災害を防止するため、新中野ダム、佐幌ダム等の治水ダムの建設を促進する。ダム建設に当たっては地域の振興を図るため、水源地域対策、ダム周辺環境整備の推進に努める。

なお、石狩川においては、洪水防御とあわせ合理的な利水対策を推進する一環として、ダム群の総合管理体制の整備を図る。

(3) 海岸保全

海岸災害の現状並びに将来における沿岸域の土地利用の進展に即して、波浪、津波による被害から海岸を防護し、海岸浸食を防止するため、海岸保全施設の整備を推進する必要がある。

このため、海岸区域の防災と海浜の利用との調和を図りつつ、緊急性の高い海岸について保全施設の整備を推進する。また、海岸環境整備の推進に努める。

(4) 気 象

北海道の厳しい気象は、生産生活活動に与える影響が大きいため、自然災害の予防、産業の振興等を図る上で、気象業務体制の整備が重要である。

このため、気象観測網及び地震火山観測体制の充実、津波警報の迅速化、気象通信施設の整備等を促進するとともに、予警報業務体制の強化を図る。

8 環境保全及び安全の確保

(1) 自然環境の保全

自然環境の保全を図るため、国民的資産としての北海道の優れた自然を保護保存するとともに、都市地域等においては地域の特性に応じた適切な保全を推進する。

1) 自然環境保全地域等の設定

優れた自然の風景地の保護と利用の促進及び優れた自然環境を有する森林、原野等の植生、貴重な野生動物の生息地、特異な地形、地質等の保全を図るため、国土保全、農林漁業等との調和に配慮しつつ、新たに自然公園地域、自然環境保全地域等の設定を進めるとともに、野生鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の設定を進める。

2) 都市地域の自然環境の保全

緑豊かな都市環境の創造を図るため、緑地保全地区の指定等を促進するなど、都市及び都市周辺地域における樹林地、草地、水辺地等の保護、育成、復元及び緑地の創出を積極的に推進する。

3) 調査研究体制の整備

自然環境の適正な保全を図るため、調査研究体制の充実強化を進める。

(2) 公害の防止

健康で快適な生活環境を保全するため、環境基準の達成維持を目標として公害防止関係公共事業等の公害対策を推進するとともに、公害の未然防止に努める。

1) 公害対策の推進

大気汚染の防止については、工場、事業場等の公害防止施設の設置を促進するとともに、自動車排出ガス対策の一環として、交通の適切な管理等の施策を推進する。また、地域暖房の普及について研究を進める。

騒音、振動等の防止については、発生源対策、交通の規制、緩衝緑地帯の整備等

を推進する。

また、道路、鉄道等の交通施設の整備に当たっては、自動車排出ガス、騒音、振動等の交通公害の未然防止を推進する観点から、特に、土地利用の適正化に努める。

水質汚濁の防止については、下水道及び工場排水処理施設の整備、河川しゅんせつ等の施策を推進する。

地盤沈下の防止については、監視測定体制の強化を図り、適切な対策を推進する。

また、休廃止鉱山の重金属等による環境汚染を防止するため、鉱害防止対策を推進するとともに、産業廃棄物を適正に処理するため、産業廃棄物処理施設の整備を推進する。

2) 調査研究体制の整備等

公害の防止を図るため、調査研究体制の充実強化を進める。また、大気、水質等の環境及び発生源の監視を効果的に行うため、監視体制の整備を推進する。

(3) 交通安全施設

自動車等による交通事故を未然に防止し、生活の安全を確保するため、交通安全対策については、人命の尊重を基本として、交通安全意識の徹底、地域の実態に即した交通規制の強化等を図るとともに、交通安全施設の整備等を積極的に推進する。

このため、歩道、自転車道の整備、立体交差化の推進等を図るとともに、車両用信号機、交通管制センターの整備等を進めるほか、特に、幼児、児童の安全を確保するため、児童公園、交通安全公園等の整備を促進する。

また、冬期における交通の安全を確保するため、道路の除排雪を推進する。

(4) 消防防災施設

地域住民の生命と財産を保護し、生活の安全を確保するため、火災及び洪水、地震、火山等による被害の未然防止を図るとともに、これらの災害の発生時に適切に対処し、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、国土保全施設の整備とあいまって、自然災害に対処するため、防災観測体制の強化を図るとともに、防災通信施設及び防災備蓄施設の整備等を推進する。

また、化学消防自動車、救急自動車など、消防施設の整備を図るとともに、特に、石油コンビナート等の災害に対処するため、施設地区等の適正な配置の推進とあいまって、大型化学消防車などの防災資機材等及び緩衝緑地等の整備を推進し、防災体制

の確立を図る。

第9 所要資金

- 1 この計画を実施するための政府投資は、約18兆1千億円を見込み、その内訳は次のとおりである。

産業振興、社会開発基盤等整備	86千億円
国土保全、交通通信基盤等整備	90千億円
調整費	5千億円

- 2 計画期間における民間企業設備等投資は、約29兆円と見込まれる。

- (注) 1. 政府投資とは、国、地方公共団体による行政投資及び政府企業、地方公営企業による投資である。ただし、災害復旧、官庁営繕の投資は含まない。
2. 産業振興、社会開発基盤等整備は、農林水産業、鉱工業等及び住宅、生活環境施設等にかかる投資を言う。
3. 国土保全、交通通信基盤等整備は、国土保全施設、交通通信施設等にかかる投資を言う。
4. 民間企業設備等投資とは、民間企業設備投資及び個人住宅投資である。
5. 価格は、昭和51年度価格である。

む す び

この計画は、我が国経済社会の新たな発展段階を踏まえ、北海道の有する国土資源の開発可能性をつぶさに検討し、第三次全国総合開発計画と調整の上、策定したものであり、今後の北海道開発の向かうべき方向を明らかにするとともに、社会資本整備を中心とする施策の方針を示したものである。

今日、北海道は、これまでの総合開発によって、長期的発展基盤の形成が着実に進みつつあるが、このような成果の上に立って、主体的民間活動の活性化を更に促進するとともに、北海道経済社会の発展段階を踏まえ、社会資本の整備を適切に進めていく必要

がある。

このため、政府は、この計画の基本方向に即して、民間活動の一層の振興が図られるよう行財政、金融等に関する適切な措置を講ずるものとし、特に次の点に配慮する。

- (1) 民間活動を誘発し、各般にわたる産業の開発振興を積極的に推進するため、北海道東北開発公庫等の政府関係金融機関などの機能の十全な活用を図ること。
- (2) 大規模な工業基地の開発等の建設期間が長期にわたる準公共的な事業について、行財政上の適切な措置を講ずるなどにより、民間の活力と資金を積極的に活用し、その円滑な推進を図ること。

また、経済の安定成長の下で、計画を効果的に推進し、北海道開発の長期的課題にこたえていくためには、政府公共部門の果敢な対応が必要であるが、特に次の点に配慮する。

- (1) 公共投資の重点的計画的配分、財源調整等を図るなど、適切な措置を講ずること。
- (2) 計画の推進に必要な各種調査及び試験研究等の拡充を図ること。

更に、計画の期間としたこの10年においては、内外情勢がなお流動的であることも予想されるので、この計画の運営に当たっては、計画の基本方針を堅持しつつ、弾力的に対処する必要がある。

なお、北方領土は、現在、特殊な条件下にあるので、隣接する地域を含め所要の対策を講じていかなければならないが、計画的な開発整備を進め得る段階においては、速やかにこの計画にその基本方針を示すものとする。